

医師の働き方改革及び特定労務管理対象機関の指定について

- 令和6年4月1日から、勤務医にも①時間外労働の上限規制が適用されるとともに、②勤務医の健康を確保するためのルールが導入されます。
- 一定の要件に該当し、県から特定労務管理対象機関の指定を受けた医療機関については、年1,860時間が上限となります。③一般的な指定手続きの流れ
- 以下、④宮城県における特定労務管理対象機関の指定を中心に情報共有させていただき、次回以降の地域医療対策協議会において、申請を受理した医療機関の指定についてご意見賜りたく存じます。

① 時間外労働の上限規制

- 令和6年4月1日から、医業に従事する勤務医の時間外・休日労働時間は、原則として年960時間が上限となります。（A水準）
- 医療機関が、地域医療の確保などの必要からやむを得ず、所属する医師にこれを上回る時間外・休日労働を行わせる場合は、その理由に応じて、宮城県知事から指定を受ける必要があります。（特定労務管理対象機関）
（今年11月末までに申請した医療機関は、地域医療対策協議会等を経てR5年度内に指定・公表予定です。（後述））

指定の種類	長時間労働が必要な理由	年の上限時間	指定予定医療機関数 (重複含む)
(A水準)	原則（指定取得は不要）	960時間	以下以外の全て
B水準	地域医療の確保のため	1,860時間	13
連携B水準	他院と兼業する医師の労働時間を通算すると長時間となるため	通算で1,860時間 (各院で960時間)	5
C-1水準	臨床研修・専門研修医の研修のため	1,860時間	6
C-2水準	長時間修練が必要な技能の習得のため	1,860時間	0

※1,860時間の上限が適用されるのは、指定理由に対応する業務に従事する医師のみです。
 ※一つの医療機関が複数の水準の指定を受けることもできます。
 ※指定予定医療機関数は、令和5年2月現在確認できているものであり、変更の可能性があります（取扱注意）。

② 健康確保のためのルール

- 十分な睡眠が取れずに連続して勤務する時間が長くなると、疲労が蓄積し、注意力の低下などによる医療ミスリスクも高まります。
- そのため、1か月の時間外・休日労働が100時間以上となることが見込まれる場合は、産業医などによる面接指導を行う必要があります。
- また、勤務医が確実に休息を取ることができるよう、退勤から翌日の出勤までに原則9時間を空けるルール（勤務間インターバル制度）が始まります。

医療機関に求められる取組	検査項目	対象	備考
面接指導の実施	時間外・休日労働が月100時間超となった医師に対して、面接指導が実施されていること	全医療機関	未履行が確認された場合、立入検査を通じて指導を行うことと合わせて、支援を必要とする医療機関に対する県等による支援が求められます。 (改善の取組が十分になされない場合、県による改善命令や特例水準指定の取り消し措置あり)
	面接指導実施後、必要に応じて、労働時間短縮、宿直回数の減少その他の適切な措置を講じていること		
	時間外・休日労働が月155時間超となった医師について、労働時間短縮のために必要な措置を講じていること		
勤務間インターバル・代償休息の確保	特例水準医療機関の医師のうち、時間外・休日労働時間が年960時間超となることが見込まれる医師に対し、休息若しくは代償休息が確保されていること	B・連携B・C-1・C-2水準（＝特例水準）の医療機関	1

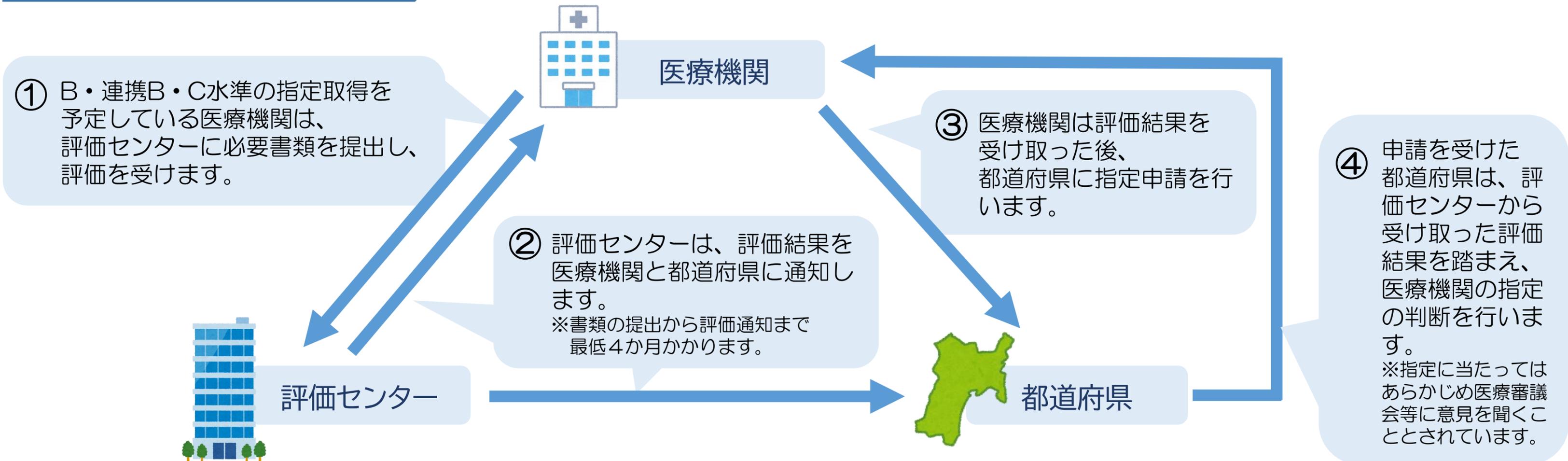
③一般的な指定手続きの流れ

B、連携B、C-1・C-2（以下Cという。）水準の指定取得を予定している医療機関は、事前に評価センターの評価を受ける必要があります。

評価センターとは

- B・連携B・C水準の指定を受けた医療機関は、令和6年度以降も年1,860時間までの時間外・休日労働が可能となるため、長時間労働の医師に対する労務管理・健康確保を着実にできる体制が整っていることが必要です。
- このため、B・連携B・C水準の指定取得を予定している医療機関の労務管理・健康確保の体制を確認・評価する団体として、評価センターが設立されました。運営は、医療法の規定に基づき、公益社団法人日本医師会が行っています。

評価の流れ



④宮城県における特定労務管理対象機関の指定

(1) 医療審議会、地域医療対策協議会、地域医療構想調整会議

- 県の指定に当たっては、医療審議会及び地域医療対策協議会において、ご意見をいただきます。（地域医療構想調整会議へは情報提供を行います。）

	医療審議会 (全体会)	地域医療対策協議会	地域医療構想調整会議
諮り方	地対協における意見を踏まえ指定の全般的事項について意見を伺うもの	地域医療提供体制維持の観点で意見を伺うもの	指定の進捗状況についての情報共有
根拠法	新医療法第113条第5項	新医療法第106条	
情報提供	-	R5.7.25 (WEB)	R5.8月 (書面予定)
第1回指定	R5.11月 (WEB)	R5.10月 (WEB)	R5.11月 (WEB)
第2回指定	R6.2月 (書面予定)	R6.1月 (WEB)	R6.2月 (書面予定)

(2) 指定にかかるスケジュール

- 指定予定医療機関数は約15医療機関（令和5年2月現在確認できているもの）
- R5.8月末まで申請受付分は10月の地対協、11月の審議会で意見を頂戴し12月に指定結果通知予定
- R5.11月末まで申請受付分は1月の地対協、2月の審議会で意見を頂戴し3月に指定結果通知予定
- R5年度の受付以降の詳細日程及びR6年度以降のスケジュールについては調整中。

		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
医療機関	時短計画策定	評価センター受審時提出									
	評価センター受審	R5年度中指定の場合は6月目途に受審									
	36協定締結						指定後、年度内に締結				
県	指定申請受付	受付① 8月末×		受付② 11月末×							
	地域医療対策協議会				①			②			
	医療審議会					①			②		
	地域医療構想調整会議（情報共有）					①			②		
	指定結果通知等						①				②

医師時間外労働時間
上限規制適用開始

追加的健康確保措置
の実施確認

(3) 指定にあたっての要件

	要件	確認項目	確認書類
B水準	次頁要件に該当する医療のいずれかを提供するために、医師の時間外・休日労働時間が年960時間を超えて従事させる必要があると認められること。	<ul style="list-style-type: none"> 別紙要件に該当するか。 時短計画案において当該業務が時間外等が960時間を超えると見込まれると分かるか。 	左記を証する書類（救急医療機関やがん診療の拠点医療機関であることを証明する書類等）
連携B水準	医師の派遣を行うことによって当該派遣をされる医師の時間外・休日労働時間が年960時間を超える必要があると認められること。	<ul style="list-style-type: none"> 医師の派遣があるか。 時短計画案において当該業務が時間外等が960時間を超えると見込まれると分かるか。 	左記を証する書類 （派遣先医療機関が発行する辞令、医師に対する副業・兼業許可書等）
C-1水準	医師法第16条の2及び11において定める臨床研修等のために医師の時間外・休日労働時間が年960時間を超えて従事させる必要があると認められること。	<ul style="list-style-type: none"> 医師法第16条の2及び11において定める研修があるか。 時短計画案において当該業務が時間外等が960時間を超えると見込まれると分かるか。 	臨床研修プログラム、専門研修プログラム
C-2水準	医師法第120条において定める特定高度技能研修のために医師の時間外・休日労働時間が年960時間を超えて従事させる必要があると認められること。	<ul style="list-style-type: none"> 医師法第120条において定める研修があるか。 時短計画案において当該業務が時間外等が960時間を超えると見込まれると分かるか。 	審査組織に申請した医療機関申請書、審査結果通知書
全水準共通	勤務医その他関係者の意見を聴いて作成されているか。		
	勤務医の労働時間の状況、長時間労働となっている医師の労働時間短縮に係る目標、勤務医の労務管理及び健康管理に関する事項、その他長時間労働となっている医師の労働時間短縮に係る事項が書いてあるか。		時短計画案
	評価センターによって追加的健康確保措置の実施体制の整備が行われている、と評価されているか。（または申請時点で整備が行われていることが確認できるか。）		評価結果報告書
	労働に関する法律に基づく処分等を受けたことが無いか。		誓約書

●B水準指定の要件

B水準指定の対象となる業務 (新医療法113条等)		法に明示されている要件	指定に際して県で確認する要件
1号 救急医療	①三次救急医療機関	救命救急センター	左記に該当するかを確認します。
	②二次救急医療機関	「救急告示医療機関又は病院群輪番制に参加する医療機関」 かつ「年間救急車受入台数1,000台以上又は年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上」 かつ「がん・脳卒中・心血管疾患・糖尿病・精神・救急・災害・感染症・へき地・周産期・小児・その他知事が特に必要と認める医療の事業の確保について重要な役割を担う医療機関」	左記のうち、「がん・脳卒中・心血管疾患・糖尿病・精神・救急・災害・感染症・へき地・周産期・小児・その他知事が特に必要と認める医療の事業の確保について重要な役割を担う医療機関」については、 <u>宮城県地域医療計画において、各疾病・事業等に示されている役割に該当する医療機関かを確認します。</u>
2号 居宅等における医療	在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関		左記については、 <u>「機能強化型在宅療養支援病院」及び「機能強化型在宅療養診療所」(単独型・連携型)かを確認します。</u>
3号 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療	地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療の提供その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると都道府県知事が認めた病院又は診療所		左記については、 <u>宮城県地域医療計画において、各疾病・事業等に示されている役割に該当する医療機関その他地域における医療の確保のために知事が特に必要と認める医療機関かを確認します。</u>